

## 災害発生時等の措置と対応

台風、地震などの大規模災害や事故が発生した場合の扱いは以下のとおりです。  
(以下の「警報」は、「暴風警報」以外は2つ以上の「警報」が発令されている場合(但し、「大雨」「洪水」は1つの「警報」する。また、警報の発令は気象庁のホームページのものとする。)

1. 気象災害が事前に予想される場合
  1. 各 HR を通して、生徒に連絡。
  2. 連絡メールで、保護者・生徒に連絡。
  3. 本校ホームページに掲載
  
2. 気象災害(台風・大雪等)が発生した場合
  - I. 朝 6 時時点で、自宅及び川越を含む地域に「警報」が発令されている場合は、生徒は自宅待機とする。その後、自宅及び川越を含む地域に「警報」が、解除された場合は、下記の通りとする。
    - ① 午前 8 時時点で「警報」が解除されているときは、3 時間目からの授業(登校は午前 10 時 35 分)とする。(土曜日は臨時休校とする)
    - ② 午前 10 時時点で「警報」が解除されているときは、土曜日を除き 5 時間目からの授業(登校は午後 0 時 35 分)とする。
    - ③ 午前 10 時まで「警報」が解除されなかったときは、臨時休校とする。

※ 授業が行われる場合でも、登校が困難な場合や安全確保に不安がある場合は、自宅待機も可とする。後日、保護者からの届け出で欠席、遅刻扱いとならないように配慮する。
  
  - II. 気象災害(台風・大雪等)時に公共交通機関が、運転見合わせをした場合  
朝 6 時の段階で、東武東上線、西武新宿線、JR 埼京線のいずれかが運転見合わせの場合(いずれも川越市駅、本川越駅、川越駅を含む)は、生徒は自宅待機とする。
    - ① 午前 8 時まで復旧した場合は、3 時間目からの授業とする。
    - ② 午前 10 時まで復旧した場合は、午後からの授業とする。
    - ③ 午前 10 時まで復旧しなかった場合は、臨時休校とする。

または、その他の通学に利用する交通機関が運転見合わせで、振替輸送もなく登校が困難な場合、安全に登校できるまで、自宅で待機すること。その後の復旧し次第、安全を確保しつつ登校すること。

※後日、保護者からの届け出で欠席、遅刻扱いとならないように配慮する。

Ⅲ. 気象災害（台風・大雪等）で校舎の破損等が発生し、学校が授業実施困難と判断した場合。

連絡メールで生徒・保護者に連絡する。また、本校ホームページにも掲載する。

3. 自然災害時のスクールバスの運行

朝6時の時点で、「警報」が出ていた場合と、公共交通機関が不通となっていた場合は、原則運休とする（但し、上尾西口朝6時発のバスは、運行する場合がある）。その後、通学が可能になった場合、バス利用者は公共交通機関を利用し登校すること。その際、帰りのスクールバスは運行する。

4. 生徒在校時の対応

学校周辺の状況を勘案し、学校長が「下校」または「待機」の判断をします。

5. その他

- ① 災害については、原則上記の通りとするが、状況がはっきりし次第、連絡メールやホームページにて連絡をする。その際は、上記と異なる場合もある。
- ② 日曜祝祭日や長期休業中も、上記に準じる。
- ③ 地震発生時についても、上記に準じる。登下校時に起こることも十分考えられるので、自宅から学校までの通学路沿いの避難場所の確認と、携帯が通じにくくなることも想定されるので、公衆電話の場所の確認等も行っておくこと。
- ④ 災害に伴う欠席等の連絡は原則不要とする（非常時には回線が込み合い緊急対応の妨げとなることも考えられるため）。

いずれの場合も、安全を第一に優先し判断すること。決して無理をしないこと。場合によっては、自宅待機も可とする。